

償却資産の申告をお忘れなく！

償却資産とは、会社や個人が事業を営むために所有している構築物、機械、備品等の資産で、土地・家屋と同様に固定資産税がかかります。

申告書の提出期限は、2月2日（月）までです。期限間近になりますと窓口が大変混雑致しますので、なるべくお早めに（1月中旬頃）提出して頂きますようお願い致します。

問い合わせ／吉備庁舎税務課

湯浅税務署からのお知らせ

①復興特別所得税の記載について

申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。申告書の作成に当たっては「復興特別所得税額」欄、「所得税及び復興特別所得税の額」欄の記載漏れがないようにご注意ください。

②消費税率の改正（5%→8%）について

平成26年4月1日から消費税（地方消費税を含む）の税率が8%に引き上げられました。平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書は、

旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものとを区分した帳簿等に基づき作成する必要があります。

③年金受給者のための申告会場のご案内

次のとおり、確定申告期間前に年金受給者に係る申告会場を開設しますので、ご利用ください。

●2月9日（月）

金屋文化保健センター

●2月10日（火）

清水行政局2階大会議室

●2月12日（木）

吉備庁舎3階中会議室

※開設時間／10時～16時

④公的年金等を受給されている方へのお知らせ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。*この場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

*所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

問い合わせ／湯浅税務署

☎63・5351

案内

和歌山県の都市計画区域マスタープランの変更に関する都市計画案の縦覧等について

吉備都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更を行いますので、都市計画案について縦覧します。案について意見のある方は、縦覧期間中、意見書を提出することができます。

●都市計画の名称／吉備都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（県決定）

●縦覧・意見書提出期間／平成27年1月30日（金）～2月13日（金）

●縦覧場所・提出先・問い合わせ

・県庁 都市政策課

☎073・441・3231

・吉備庁舎建設課

